

3 2年目・3年目研修実施要領

2年目・3年目研修実施要領

(目的)

第1 2年目・3年目研修は、初任者研修を終えた教員に対して、現職研修の一環として、それぞれ1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

(対象)

第2 2年目・3年目研修の対象となる教員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下、同じ。）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下、同じ。）（以下、「小・中学校」という。）の教諭に採用され、原則として初任者研修を修了した者。（3年目研修は2年目研修を修了した者）
- (2) 県立学校の教諭に採用され、原則として初任者研修を修了した者。（3年目研修は2年目研修を修了した者）

2 県教育委員会または市町村教育委員会（研修者の所属する学校を所管する教育委員会をいう。以下同じ。）は、その所管する学校の研修者について、年間研修計画に従い、それぞれ1年間の研修を実施するものとする。

(研修)

第3 研修は、次の表のとおりとする。

	校内研修	校外研修
2年目研修	授業研修（年間5時間程度 ※） 自己研修（年間5時間程度 ※）	<p>小・中学校 年間4日間 総合教育センター研修 2日間 教育事務所研修 2日間</p> <p>高等学校 年間3日間 総合教育センター研修 2日間 2年目フォローアップ研修 1日間</p> <p>特別支援学校 年間4日間 総合教育センター研修Ⅰ 2日間 総合教育センター研修Ⅱ 2日間</p>
3年目研修	授業研修（年間5時間程度 ※） 自己研修（年間5時間程度 ※）	<p>小・中学校 年間2日間 総合教育センター研修 2日間</p> <p>高等学校 年間3日間 総合教育センター研修 3日間</p> <p>特別支援学校 年間2日間 総合教育センター研修 2日間</p>

※ 5時間程度…5時間を下回ることなく5時間に近い時数を設定するという意味で「程度」としている。他の箇所も同様。

(校内組織及び研修)

第4 実施する学校においては、担当教員を置く。

2 校長及び副校長は、研修者に対する指導及び助言を行うとともに、研修者の教育活動等に関する相談に応ずるものとする。

3 担当教員は、校長及び副校長の指導の下に、研修者に対する指導及び助言を行うものとする。

4 担当教員は、研修者に対する指導及び助言の状況を把握し、系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならない。

(研修計画)

第5 県教育委員会は、第3第1項の表に掲げる研修について、研修計画を作成するものとする。

(年間研修計画書)

第6 校長(研修者の所属する学校の校長を言う。以下同じ。)は、県教育委員会が作成した研修計画に基づき、担当教員等の参画を得て、当該学校における2年目研修年間研修計画(様式5)または3年目研修年間研修計画(様式7)を作成するものとする。

2 校長は、2年目研修年間研修計画(様式5)または3年目研修年間研修計画(様式7)を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。

3 市町村教育委員会は、第6第2項の規定により提出された年間研修計画(様式5または様式7)を、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

(年間研修報告書)

第7 校長は、2年目研修年間研修計画または3年目研修年間研修計画の実施結果を2年目研修年間研修報告書(様式5)または3年目研修年間研修報告書(様式7)に取りまとめるものとする。

2 校長は、2年目研修年間研修報告書(様式5)または3年目研修年間研修報告書(様式7)を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。

3 市町村教育委員会は、第7第2項の規定により提出された年間研修報告書(様式5または様式7)を、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

(実施体制等)

第8 県教育委員会は、2年目・3年目研修の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(補 則)

第9 この要領に定めるもののほか2年目・3年目研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、対象は平成26年度採用の初任者からとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

4 2年目・3年目研修年間研修計画作成要領

I 総 則

第1 県教育委員会は、2年目・3年目研修実施要領第5に基づき、2年目・3年目研修について研修計画作成するものとする。

第2 研修計画作成に当たっては、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえて作成するものとする。

II 校内における研修及び校外における研修

(方 法)

第3 研修者は、原則として学級または教科・科目を担当しながら、1年間、校内において校長、副校長及び担当教員を中心とする指導及び助言による研修をするとともに、校外において教育事務所や総合教育センター等における研修をするものとする。

(日数等)

第4 校内における研修は、授業研修と自己研修等とし、授業研修として、年間5時間程度*実施することとする。また、自己研修として年間5時間程度*実施することとする。

※5時間程度…5時間を下回ることなく5時間に近い時数を設定するという意味で「程度」としている。他の箇所も同様。

第5 校外における総合教育センター等での研修日数は、以下の表の日数が確保されなければならないものとする。

学校種	2年目研修	3年目研修
小・中学校	年間 4日間	年間 2日間
高等学校	年間 3日間（フォローアップ研修1日含）	年間 3日間
特別支援学校	年間 4日間	年間 2日間

(内 容)

第6 研修内容については、研修者の必要性に応じて精選・重点化を図るとともに、授業の展開や進度及び研修者の指導力の状況等に応じて適時性と系統性をもたせるようにする。

第7 校内における研修及び校外における研修は、教員としての素養、学習指導力、生徒指導力、マネジメント力、復興教育の視点、キャリア教育の視点、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点、ICTや情報・教育データの利活用の視点等、教諭の職務の遂行に必要な事項について実施するものとする。

(担当教員を中心とする指導及び助言)

第8 校長、副校長及び教頭は、研修者の指導及び助言に当たるものとする。

第9 担当教員は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、研修者に対して指導及び助言を行うとともに、研修者の教育活動等に関する相談に応ずるものとする。

第10 校長及び副校長は研修者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにする。

(校外における研修)

第11 校外における研修は、講義、演習及び実技指導等を行うものとする。

III その他

(保護者等への配慮)

第12 研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社会の理解や協力が得られるように配慮するものとする。